

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（厚木市立病院）

特定事業主名： 厚木市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	72.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	40.9%
全職員	65.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	84.2%
本庁課長補佐相当職	99.4%
本庁係長相当職	66.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	90.5%
26～30年	101.6%
21～25年	92.2%
16～20年	79.6%
11～15年	66.4%
6～10年	71.9%
1～5年	65.2%

【説明欄】

- ① 医師や看護師など、職種によって給与水準が大きく異なる事業場となっている。全職員のうち、約70%が女性である中、男性に医師といった給与水準の高い職種の割合が多く、一人当たりの平均給与と比較した際に影響を与えている。
- ② 医師は他病院との人事の兼ね合いにより、採用・退職が頻繁に生じるため、勤続年数の少ない職員が多くなっている。
- ③ 勤続年数36年以上の常勤職員において、該当者がいない性別があり差異を算出不能のため、公表対象外としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 宿日直のみなど不定期に勤務する会計年度任用の医師は、計算の対象外としている。

— 給与の差異は、手当の支給状況や年齢構成等によるものであり、給与制度上、性別で待遇の差はありません —